

監査基準報告書 560 実務指針第 2 号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」の改正について

2024 年 2 月 8 日  
日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 560 実務指針第 2 号</p> <p style="text-align: center;"><b>訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針</b></p> <p style="text-align: right;">2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 3 月 17 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 <u>最終改正 2024 年 2 月 8 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 9 号)</p> <p><b>《 I 本実務指針の適用範囲》</b> <b>《 1. 適用範囲》</b></p> <p>1. 本実務指針は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）における有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の訂正報告書に含まれる訂正後の連結財務諸表又は財務諸表、中間連結財務諸表又は中間財務諸表、並びに、四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（以下「訂正後の財務諸表」という。）に対する監査（中間監査及び四半期レビューを含む。以下同様）について取りまとめたものである。</p> <p>2. 本実務指針の適用に際し関連する監査基準報告書は主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書 210 「監査業務の契約条件の合意」</li> <li>・ 監査基準報告書 220 「監査業務における品質管理」</li> <li>・ 監査基準報告書 230 「監査調書」</li> <li>・ 監査基準報告書 240 「財務諸表監査における不正」</li> <li>・ 監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」</li> <li>・ 監査基準報告書 265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」</li> <li>・ 監査基準報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」</li> </ul>	<p>監査基準報告書 560 実務指針第 2 号</p> <p style="text-align: center;"><b>訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針</b></p> <p style="text-align: right;">2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 3 月 17 日 改正 2022 年 10 月 13 日 <u>最終改正 2023 年 1 月 12 日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 9 号)</p> <p><b>《 I 本実務指針の適用範囲》</b> <b>《 1. 適用範囲》</b></p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>2. 本実務指針の適用に際し関連する監査基準報告書は主に以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書 210 「監査業務の契約条件の合意」</li> <li>・ 監査基準報告書 220 「監査業務における品質管理」</li> <li>・ 監査基準報告書 230 「監査調書」</li> <li>・ 監査基準報告書 240 「財務諸表監査における不正」</li> <li>・ 監査基準報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」</li> <li>・ 監査基準報告書 265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」</li> <li>・ 監査基準報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」</li> </ul>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書 320 「監査の計画及び実施における重要性」</li> <li>・ 監査基準報告書 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」</li> <li>・ 監査基準報告書 500 「監査証拠」</li> <li>・ 監査基準報告書 510 「初年度監査の期首残高」</li> <li>・ 監査基準報告書 540 「会計上の見積りの監査」</li> <li>・ 監査基準報告書 560 「後発事象」</li> <li>・ 監査基準報告書 580 「経営者確認書」</li> <li>・ 監査基準報告書 600 「グループ監査における特別な考慮事項」</li> <li>・ 監査基準報告書 610 「内部監査人の作業の利用」</li> <li>・ 監査基準報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」</li> <li>・ 監査基準報告書 706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」</li> <li>・ 監査基準報告書 710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」</li> <li>・ 監査基準報告書 900 「監査人の交代」</li> </ul> <p>なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみではなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準報告書と併せて理解することが求められている（監査基準報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」第 17 項から第 19 項及び第 21 項参照）。</p> <p>3. 訂正後の財務諸表に対する監査業務の受嘱は、新規の監査契約の締結であり、訂正後の財務諸表全体の監査が必要であるため、全ての監査基準報告書等に準拠することになるが、本実務指針の要求事項及び適用指針は、監査基準報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものである。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》</b> (第 10 項及び第 11 項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《(2) リスク評価手続の再検討及びリスク対応手続の策定》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《④ 訂正事項の検討》</b></p> <p>A44. 訂正事項については、その内容及び発生した原因を特定することになる。検討においては、会社の調査内容を把握し、関連する情報を入手した上で、訂正事項の実態を把握することにより、関連する<u>国又は地域</u>（構成単位等）、勘定科目及び関連するアサーションを識別し、手続の種類及び実施範囲を立案する。</p> <p><b>《⑤ 訂正事項に類似する取引等の検討》</b></p> <p>A45. 訂正事項に類似する取引は、例えば、訂正事項が発生した<u>国又は地域</u>（構成単位等）、訂正事項の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査基準報告書 320 「監査の計画及び実施における重要性」</li> <li>・ 監査基準報告書 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」</li> <li>・ 監査基準報告書 500 「監査証拠」</li> <li>・ 監査基準報告書 510 「初年度監査の期首残高」</li> <li>・ 監査基準報告書 540 「会計上の見積りの監査」</li> <li>・ 監査基準報告書 560 「後発事象」</li> <li>・ 監査基準報告書 580 「経営者確認書」</li> <li>・ 監査基準報告書 600 「グループ監査」</li> <li>・ 監査基準報告書 610 「内部監査人の作業の利用」</li> <li>・ 監査基準報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」</li> <li>・ 監査基準報告書 706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」</li> <li>・ 監査基準報告書 710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」</li> <li>・ 監査基準報告書 900 「監査人の交代」</li> </ul> <p>なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみではなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準報告書と併せて理解することが求められている（監査基準報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」第 17 項から第 19 項及び第 21 項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》</b> (第 10 項及び第 11 項参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《(2) リスク評価手続の再検討及びリスク対応手続の策定》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《④ 訂正事項の検討》</b></p> <p>A44. 訂正事項については、その内容及び発生した原因を特定することになる。検討においては、会社の調査内容を把握し、関連する情報を入手した上で、訂正事項の実態を把握することにより、関連する地域（構成単位等）、勘定科目及び関連するアサーションを識別し、手続の種類及び実施範囲を立案する。</p> <p><b>《⑤ 訂正事項に類似する取引等の検討》</b></p> <p>A45. 訂正事項に類似する取引は、例えば、訂正事項が発生した地域（構成単位等）、訂正事項の特徴及</p>

新	旧
<p>特徴及び訂正事項に関与した者という観点で検討することになる。この検討においては、会社の調査内容を把握し、関連する情報を入手した上で、以下のように、会社のビジネス、組織構造、ガバナンス等を理解することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正事項が発生した国又は地域（構成単位等）の検討においては、例えば、訂正事項が海外子会社で発生した場合には、当該海外子会社において他の勘定科目についても訂正事項が発生している可能性について検討を行う。また、例えば、訂正事項が発生した国で同様のビジネスを行う他の海外子会社において訂正事項が発生している可能性について検討を行う。</li> <li>訂正事項の特徴面からの検討として、例えば、売上高の不適切な処理が訂正事項の原因となっている場合に、同じ手口で売上高の不適切な処理が、他の部署、セグメントや他の構成単位等で行われていないかどうか、すなわち業務の類似性に着目して検討を行う。</li> <li>同様に、訂正事項に関連して、内部統制の不備が識別された場合、同様の内部統制が整備・運用されている組織や国又は地域（構成単位等）についても、重要な虚偽表示リスクの有無について検討を行う。</li> <li>訂正事項に関与した者という観点での検討として、例えば、リポートの不適切な調整を担当部長が行っていた場合、担当部長が管轄する領域や地域、過去に管轄していた領域や地域、例えば、買掛金や棚卸資産についても改めて重要な虚偽表示リスクの有無について検討を行う。</li> </ul> <p>なお、不正による訂正の場合、不正な財務報告や資産の流用による虚偽表示に関する要因（動機・プレッシャー、機会及び姿勢・正当化）に着目することが有用である。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《(6) 後発事象》</b></p> <p><b>《① 訂正前の財務諸表における事後判明事実》</b></p> <p>A65. 事後判明事実とは「監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実」（監基報 560 第 4 項 (6) 参照）をいい、訂正前の財務諸表における事後判明事実は、訂正前の財務諸表に対する監査報告書日までに発生した事実であり、訂正前の財務諸表において期末日までに発生していた事象又は訂正前の財務諸表の後発事象である。これには、訂正事項以外の事象も含まれる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《② 訂正後の財務諸表における後発事象》</b></p> <p>A68. 後発事象とは「期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象」（監基報 560 第 4 項 (3) 参照）をいうが、訂正後の財務諸表は、当初提出した有価証券報告書等に記載した訂正前の財務諸表を訂正したものであることから（金商法第 24 条の 2 第 1 項で準用する同法第 7 条（四半期報告書及び半期報告書の訂正についても同条準用）参照）、訂正後の財務諸表に反映させる後発事象は、訂正前の財務諸表に対する監査報告書日までに発生していた事象である。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>び訂正事項に関与した者という観点で検討することになる。この検討においては、会社の調査内容を把握し、関連する情報を入手した上で、以下のように、会社のビジネス、組織構造、ガバナンス等を理解することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正事項が発生した地域（構成単位等）の検討においては、例えば、訂正事項が海外子会社で発生した場合には、当該海外子会社において他の勘定科目についても訂正事項が発生している可能性について検討を行う。また、例えば、訂正事項が発生した国で同様のビジネスを行う他の海外子会社において訂正事項が発生している可能性について検討を行う。</li> <li>訂正事項の特徴面からの検討として、例えば、売上高の不適切な処理が訂正事項の原因となっている場合に、同じ手口で売上高の不適切な処理が、他の部署、セグメントや他の構成単位等で行われていないかどうか、すなわち業務の類似性に着目して検討を行う。</li> <li>同様に、訂正事項に関連して、内部統制の不備が識別された場合、同様の内部統制が整備・運用されている組織や地域（構成単位等）についても、重要な虚偽表示リスクの有無について検討を行う。</li> <li>訂正事項に関与した者という観点での検討として、例えば、リポートの不適切な調整を担当部長が行っていた場合、担当部長が管轄する領域や地域、過去に管轄していた領域や地域、例えば、買掛金や棚卸資産についても改めて重要な虚偽表示リスクの有無について検討を行う。</li> </ul> <p>なお、不正による訂正の場合、不正な財務報告や資産の流用による虚偽表示に関する要因（動機・プレッシャー、機会及び姿勢・正当化）に着目することが有用である。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《(6) 後発事象》</b></p> <p><b>《① 訂正前の財務諸表における事後判明事実》</b></p> <p>A65. 事後判明事実とは「監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実」（監基報 560 第 4 項 (6)）をいい、訂正前の財務諸表における事後判明事実は、訂正前の財務諸表に対する監査報告書日までに発生した事実であり、訂正前の財務諸表において期末日までに発生していた事象又は訂正前の財務諸表の後発事象である。これには、訂正事項以外の事象も含まれる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《② 訂正後の財務諸表における後発事象》</b></p> <p>A68. 後発事象とは「期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象」（監基報 560 第 4 項 (3)）をいうが、訂正後の財務諸表は、当初提出した有価証券報告書等に記載した訂正前の財務諸表を訂正したものであることから（金商法第 24 条の 2 第 1 項で準用する同法第 7 条（四半期報告書及び半期報告書の訂正についても同条準用）参照）、訂正後の財務諸表に反映させる後発事象は、訂正前の財務諸表に対する監査報告書日までに発生していた事象である。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
<p><b>《(7) グループ監査》</b></p> <p>A70. 訂正後のグループ財務諸表に対する監査において、<u>グループ監査人</u>は、訂正前のグループ財務諸表に対する監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を見直す必要があるかどうかを検討する。訂正の原因となった事象がグループ財務諸表に与える影響を慎重に検討した上で、<u>監査の作業を実施する</u>構成単位の見直しや不正又は誤謬によるグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの見直しを検討し、リスク対応手続を実施することが求められる（監基報 600 第 22 項及び第 37 項参照）。</p> <p><b>《① グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価》</b></p> <p>A71. グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの見直しにおいては、例えば、以下の項目を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正事項及び訂正事項に類似する取引を考慮した上で、その原因が影響を与える範囲</li> <li>不正又は誤謬が発生した拠点及び関連した類似項目が影響する拠点</li> <li>財務数値が変わること、虚偽表示リスクの識別と評価が変わること、及び<u>グループの内部統制システム</u>の評価が変わることの影響</li> <li>グループ財務諸表における<u>重要な虚偽表示リスクが高いと評価された領域又は特別な検討を必要とするリスクの見直し</u></li> <li>グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの見直しを踏まえた<u>監査の作業を実施する構成単位の見直し</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社が調査を行っている場合、その内容、結果及び信頼性</li> </ul> <p>A72. 財務諸表を訂正する原因となった事象が構成単位で生じた場合には、<u>グループ監査人</u>又は<u>グループ監査人</u>と財務諸表を訂正する原因となった事象が発生した構成単位の監査人と共同で不正又は誤謬の内容を把握し、原因を特定し、影響を及ぼす項目及び範囲を検討することになる。</p> <p>A73. 従来、<u>グループ財務諸表を訂正する原因となった構成単位について監査の作業を実施する構成単位</u>としていなかった場合においても、不正の内容、類似取引の有無、ノンコア事業の内容及び会社が実施した調査を十分に検討し、不正が<u>グループ財務諸表に与える影響及び監査手続の種類、時期及び範囲</u>を検討することに留意する。</p> <p>A74. 経営者による不正が発覚した場合には、当該会社の内部統制の不備又は無効化を踏まえて、<u>グループ財務諸表を適正に作成する基礎がないものとして、監査の作業を実施する構成単位の見直し</u>の検討が必要になることも想定される。しかしながら、その場合においても、単純に全ての構成単位について監査手続の実施が必要になるわけではなく、不正の内容、経営者の影響が及ぼす範囲等を検討し、訂正事項、類似取引及び訂正が影響を与える事項を特定した上でグループ監査の方針の見直しを行うことに留意する。</p>	<p><b>《(7) グループ監査》</b></p> <p>A70. 訂正後のグループ財務諸表に対する監査において、<u>グループ監査チーム</u>は、訂正前のグループ財務諸表に対する監査の基本的な方針及び詳細な監査計画を見直す必要があるかどうかを検討する。訂正の原因となった事象がグループ財務諸表に与える影響を慎重に検討した上で、<u>重要な構成単位</u>の見直しや不正又は誤謬によるグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの見直しを検討し、リスク対応手続を実施することが求められる（監基報 600 第 17 項及び第 23 項参照）。</p> <p><b>《① グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価》</b></p> <p>A71. グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの見直しにおいては、例えば、以下の項目を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正事項及び訂正事項に類似する取引を考慮した上で、その原因が影響を与える範囲</li> <li>不正又は誤謬が発生した拠点及び関連した類似項目が影響する拠点</li> <li>財務数値が変わること、虚偽表示リスクの識別と評価が変わること、及び<u>グループ全体統制</u>の評価が変わることの影響</li> <li>グループ財務諸表に係る<u>特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性のある構成単位の見直し</u></li> <li><u>重要な構成単位以外の構成単位に含まれるグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの見直し</u></li> <li><u>重要な構成単位以外の構成単位に対する手続の見直し</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社が調査を行っている場合、その内容、結果及び信頼性</li> </ul> <p>A72. 財務諸表を訂正する原因となった事象が構成単位で生じた場合には、<u>グループ監査チーム</u>又は<u>グループ監査チーム</u>と財務諸表を訂正する原因となった事象が発生した構成単位の監査人と共同で不正又は誤謬の内容を把握し、原因を特定し、影響を及ぼす項目及び範囲を検討することになる。</p> <p>A73. 従来、財務諸表を訂正する原因となった構成単位について<u>グループ監査における「重要な構成単位」又は「グループ・レベルでの分析的手続以外の手続を実施する重要な構成単位以外の構成単位」</u>としていなかった場合（監基報 600 第 28 項参照）においても、不正の内容、類似取引の有無、ノンコア事業の内容及び会社が実施した調査を十分に検討し、不正が財務諸表に与える影響及び監査手続の<u>範囲、種類及び実施時期</u>を検討することに留意する。</p> <p>A74. 経営者による不正が発覚した場合には、当該会社の内部統制の不備又は無効化を踏まえて、<u>グループ財務諸表を適正に作成する基礎がないものとして、全般的なグループ監査における重要な構成単位の見直し及びそれ以外の構成単位における実施手続の見直し</u>の検討が必要になることも想定される。しかしながら、その場合においても、単純に全ての構成単位について監査手続の実施が必要になるわけではなく、不正の内容、経営者の影響が及ぼす範囲等を検討し、訂正事項、類似取引及び訂正が影響を与える事項を特定した上でグループ監査の方針の見直しを行うことに留意する。</p>

新	旧
<p><b>《② 重要性》</b></p> <p>A75. 訂正後のグループ財務諸表の監査に関して、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を見直した場合には（A55 項から A57 項参照）、構成単位の手続実施上の重要性の見直しを検討することが求められる（監基報 600 第 35 項(1)参照）。</p> <p>A76. <u>グループ財務諸表を訂正する原因となった構成単位や類似する事業を行っている構成単位においては、構成単位の手続実施上の重要性の見直しを行うことに留意する。</u></p> <p><b>《③ 構成単位の監査人に関する理解》</b></p> <p>A77. 構成単位の監査人に作業を依頼していた構成単位で不正又は誤謬が発覚した場合には、グループ監査人は、財務諸表を訂正する原因となった重要な虚偽表示を結果的に発見できなかった原因等を把握し、構成単位の監査人が<u>訂正後のグループ財務諸表に対する監査手続を実施するための適性及び適切な能力を有しているかどうかを判断</u>することが求められる（監基報 600 第 26 項(1)参照）。構成単位の監査人が実施した手続の理解、実施した当時の判断過程等の理解を行った上で、構成単位の監査人に引き続き作業を依頼できるか否かの検討を行うことに留意する。</p> <p><b>《④ 評価したリスクへの対応》</b></p> <p>A78. 前項に従って検討した結果、構成単位の監査人に引き続き作業を依頼すると判断した場合、実施した手続の結論の評価をより慎重に行い（監基報 600 第 45 項から第 48 項、第 51 項及び第 52 項参照）、構成単位の監査人と面談し、監査調書の査閲を行い、実施された手続の確認を行う。なお、<u>構成単位が関連会社の場合、子会社に比して、グループ経営者による構成単位への関与度合が低いことが多い</u>ため、構成単位の監査人から必要な情報の提供や監査手続への協力が得られるように留意する。</p> <p>A79. A77 項に従って検討した結果、構成単位の監査人が<u>適正及び適切な能力を有しているか重大な懸念がある場合には、構成単位の監査人を関与させることなく、グループ監査人は監査チームの編成、不正調査の専門家の利用等を十分検討した上で、自ら往査を行うなどにより十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる</u>（監基報 600 第 27 項参照）。</p> <p>A80. 訂正後のグループ財務諸表の監査に関して、構成単位において実施する作業の種類及び範囲の決定においては、<u>構成単位の財務情報全体に対するリスク対応手続（監基報 600 の A133 項参照）を立案し実施することが適切なアプローチであると判断することがある。このほか、構成単位の規模、会社</u>が実施した調査内容を検討の上、訂正事項に類似する取引が行われている範囲に監査手続を限定するかどうかの検討を行い、<u>一つ又は複数の取引種類、勘定残高又は注記事項に対するリスク対応手続（監基報 600 の A134 項参照）や特定</u>のリスク対応手続（監基報 600 の A135 項参照）を立案し実施することが適切なアプローチであると判断することもある。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p><b>《② 重要性》</b></p> <p>A75. 訂正後のグループ財務諸表の監査に関して、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を見直した場合には（A55 項から A57 項参照）、構成単位の監査において適用する重要性の基準値の決定とその影響を検討することが求められる（監基報 600 第 20 項(1)及び(3)参照）。</p> <p>A76. 財務諸表を訂正する原因となった構成単位や類似する事業を行っている構成単位においては、構成単位の重要性の基準値の見直しを行うことが求められる（監基報 600 第 20 項(3)参照）。</p> <p><b>《③ 構成単位の監査人に関する理解》</b></p> <p>A77. 構成単位の監査人に作業を依頼していた構成単位で不正又は誤謬が発覚した場合には、グループ監査チームは、財務諸表を訂正する原因となった重要な虚偽表示を結果的に発見できなかった原因等を把握し、構成単位の監査人が<u>職業的専門家としての能力を有しているかどうかの理解を更新</u>することが求められる（監基報 600 第 18 項参照）。構成単位の監査人が実施した手続の理解、実施した当時の判断過程等の理解を行った上で、構成単位の監査人に引き続き作業を依頼できるか否かの検討を行うことに留意する。</p> <p><b>《④ 評価したリスクへの対応》</b></p> <p>A78. 前項に従って検討した結果、構成単位の監査人に引き続き作業を依頼すると判断した場合、実施した手続の結論の評価をより慎重に行い（監基報 600 第 41 項から第 44 項参照）、構成単位の監査人と面談し、監査調書の査閲を行い、実施された手続の確認を行う。なお、<u>持分法適用関連会社の場合、連結子会社に比して、グループ経営者による構成単位への関与度合が低いことが多い</u>ため、構成単位の監査人から必要な情報の提供や監査手続への協力が得られるように留意する。</p> <p>A79. A77 項に従って検討した結果、構成単位の監査人に作業を依頼しないと決定した場合には、<u>グループ監査チームが監査チームの編成、不正調査の専門家の利用等を十分検討した上で、自ら往査を行うなどにより十分かつ適切な監査証拠を入手することがある</u>（監基報 600 の A60 項参照）。</p> <p>A80. 訂正後のグループ財務諸表の監査に関して、構成単位の財務諸表において実施する作業の種類決定においては、<u>監査基準報告書 600 第 25 項から第 28 項に従って、「重要な構成単位」又は「グループ・レベルでの分析的手続以外の手続を実施する重要な構成単位以外の構成単位」として認識するか、又は構成単位の規模、会社</u>が実施した調査内容を検討の上、訂正事項に類似する取引が行われている範囲に監査手続を限定するかどうかの検討を行うことが求められる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
<p>《7. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (省 略)</p> <p>《(2) 監査計画の策定と監査手続の実施におけるコミュニケーション》 (省 略)</p> <p>A128. 監査役等とのコミュニケーションにおいても、前項と同様、監査人は、監査役等と適時かつ適切に双方向のコミュニケーションを行うことが重要である(監基報 260 第 4 項参照)。例えば、以下の事項について、適時かつ適切にコミュニケーションを行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者又は内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い(監基報 240 第 40 項参照)</li> <li>・ 経営者の関与が疑われる場合、監査を完了するため必要となる監査手続の種類、時期及び範囲(監基報 240 第 40 項参照)</li> <li>・ 違法行為又はその疑いに関連する事項(監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 22 項参照)</li> <li>・ 監査上の重要な発見事項、経営者確認書の草案(監基報 260 第 14 項参照)</li> <li>・ 内部統制の重要な不備(監基報 265 第 8 項参照)</li> <li>・ 構成単位に対する監査の状況(監基報 600 第 57 項参照)</li> <li>・ 内部監査人が訂正の原因となった事案を調査する場合、内部監査人の作業の利用計画(監基報 610 第 16 項参照)</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本実務指針は、2022 年 1 月 1 日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。ただし、2021 年 12 月 31 日以前に監査契約が締結された訂正後の財務諸表に対する監査においては、本実務指針を適用しないことができる。</li> <li>・ 2022 年 3 月 17 日改正後の本実務指針は、2022 年 4 月 1 日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。</li> <li>・ 本実務指針(2022 年 10 月 13 日及び 2023 年 1 月 12 日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則(2022 年 7 月 25 日変更)と併せて 2023 年 4 月 1 日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</li> <li>・ <u>本実務指針(2024 年 2 月 8 日)は、2024 年 4 月 1 日以後に監査報告書を発行する訂正後の財務諸表に対する監査に適用する。</u> <u>上記にかかわらず、本実務指針の適用に当たっては、訂正前の財務諸表に対する監査に適用される監査の基準を適用しなければならない(第 11 項参照)。</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《7. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (省 略)</p> <p>《(2) 監査計画の策定と監査手続の実施におけるコミュニケーション》 (省 略)</p> <p>A128. 監査役等とのコミュニケーションにおいても、前項と同様、監査人は、監査役等と適時かつ適切に双方向のコミュニケーションを行うことが重要である(監基報 260 第 4 項参照)。例えば、以下の事項について、適時かつ適切にコミュニケーションを行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者又は内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い(監基報 240 第 40 項参照)</li> <li>・ 経営者の関与が疑われる場合、監査を完了するため必要となる監査手続の種類、時期及び範囲(監基報 240 第 40 項参照)</li> <li>・ 違法行為又はその疑いに関連する事項(監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」第 22 項参照)</li> <li>・ 監査上の重要な発見事項、経営者確認書の草案(監基報 260 第 14 項参照)</li> <li>・ 内部統制の重要な不備(監基報 265 第 8 項参照)</li> <li>・ 構成単位に対する監査の状況(監基報 600 第 48 項参照)</li> <li>・ 内部監査人が訂正の原因となった事案を調査する場合、内部監査人の作業の利用計画(監基報 610 第 16 項参照)</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A36項及び付録5）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> <li>• 本実務指針（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> <li>• 本実務指針（2024年2月8日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」（2023年7月28日改正） （修正箇所：付録7）</li> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：上記以外の箇所）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A36項及び付録5）</li> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> <li>• 本実務指針（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> </ul>
<p>（省 略）</p>	<p>（省 略）</p>
<p><b>《付録6 訂正後の財務諸表に対する監査における経営者確認書の記載例》</b>（第13項参照）</p> <p>以下の経営者確認書の記載例には、訂正後の財務諸表に対する監査において、本実務指針及び関連する監査基準報告書で要求される確認事項が含まれている。以下の記載例は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を前提に作成している。なお、文例は、状況に応じて適宜修正する。</p>	<p><b>《付録6 訂正後の財務諸表に対する監査における経営者確認書の記載例》</b>（第13項参照）</p> <p>以下の経営者確認書の記載例には、訂正後の財務諸表に対する監査において、本実務指針及び関連する監査基準報告書で要求される確認事項が含まれている。以下の記載例は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を前提に作成している。なお、文例は、状況に応じて適宜修正する。</p>
<p>1. 金融商品取引法に基づく訂正後の連結財務諸表に対する監査の経営者確認書</p>	<p>1. 金融商品取引法に基づく訂正後の連結財務諸表に対する監査の経営者確認書</p>
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">×年×月×日</div> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇株式会社 代表取締役 (署名 ) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">財務・経理 (署名 ) 担当取締役 (若しくは記名押印又は電子署名)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">×年×月×日</div> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇株式会社 代表取締役 (署名 ) (若しくは記名押印又は電子署名)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">財務・経理 (署名 ) 担当取締役 (若しくは記名押印又は電子署名)</p>

新	旧
<p>本確認書は、当社の有価証券報告書の訂正報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表等 (省 略)</p> <p>提供する情報</p> <p>10. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</p> <p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社グループの役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>11. 訂正の原因を含む全ての取引が記録され、訂正後の財務諸表等に反映されております。</p> <p>12. 訂正の原因となった不正又は誤謬に関する調査委員会（注）の調査結果報告書、当該調査に関して調査委員会（注）に提示した全ての資料及び調査委員会（注）から入手した全ての資料を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>13. ……………</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>本確認書は、当社の有価証券報告書の訂正報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>財務諸表等 (省 略)</p> <p>提供する情報</p> <p>10. 貴監査法人に以下を提供いたしました。</p> <p>(1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会</p> <p>(2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書</p> <p>(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報</p> <p>(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>11. 訂正の原因を含む全ての取引が記録され、訂正後の財務諸表等に反映されております。</p> <p>12. 訂正の原因となった不正又は誤謬に関する調査委員会（注）の調査結果報告書、当該調査に関して調査委員会（注）に提示した全ての資料及び調査委員会（注）から入手した全ての資料を貴監査法人に提供いたしました。</p> <p>13. ……………</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>2. その他追加項目の確認事項の記載例 (省 略)</p>	<p>2. その他追加項目の確認事項の記載例 (省 略)</p>



新	旧																								
<p><b>《付録7 訂正後の財務諸表に対する監査報告書の記載例》</b>（第14項及び第15項参照）</p> <p>1. 訂正後の連結財務諸表が2020年3月期以後の場合の記載例を以下のとおり示す。なお、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」（2023年7月28日改正）文例1との相違点に下線を付した。</p>	<p><b>《付録7 訂正後の財務諸表に対する監査報告書の記載例》</b>（第14項及び第15項参照）</p> <p>1. 訂正後の連結財務諸表が2020年3月期以後の場合の記載例を以下のとおり示す。なお、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」（2023年1月12日改正）文例1との相違点に下線を付した。</p>																								
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">×年×月×日</div> <p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所</p> <table style="margin-left: 100px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">指 定 社 員</td> <td style="padding-right: 10px;">公認会計士</td> <td style="padding-right: 10px;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>&lt;連結財務諸表監査&gt;（注1）</u></p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">×年×月×日</div> <p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p style="margin-left: 150px;">〇〇監査法人 〇〇事務所</p> <table style="margin-left: 100px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">指 定 社 員</td> <td style="padding-right: 10px;">公認会計士</td> <td style="padding-right: 10px;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									

新	旧												
<p>されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p><u>監査上の主要な検討事項（注2）</u></p> <p>監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</p> <p>[監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載例 (表形式にする場合の記載例)]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由（注3）</td> <td style="text-align: center;">監査上の対応</td> </tr> <tr> <td>・・・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・・・。</td> <td>・・・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・・・。</td> </tr> </table> <p>]</p> <p><u>その他の事項（注3）（注4）</u></p> <p><u>有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して×年×月×日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。</u></p> <p><u>その他の記載内容（注5）</u></p> <p>その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p> <p>当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。</p> <p>連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。</p>	〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）		監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由（注3）	監査上の対応	・・・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・・・。	・・・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・・・。	<p>されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p><u>監査上の主要な検討事項（注1）</u></p> <p>監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</p> <p>[監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載例 (表形式にする場合の記載例)]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由（注2）</td> <td style="text-align: center;">監査上の対応</td> </tr> <tr> <td>・・・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・・・。</td> <td>・・・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・・・。</td> </tr> </table> <p>]</p> <p><u>その他の事項（注2）（注3）</u></p> <p><u>有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して×年×月×日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。</u></p> <p><u>その他の記載内容（注4）</u></p> <p>その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p> <p>当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。</p> <p>連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。</p>	〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）		監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由（注2）	監査上の対応	・・・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・・・。	・・・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・・・。
〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）													
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由（注3）	監査上の対応												
・・・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・・・。	・・・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・・・。												
〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）													
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由（注2）	監査上の対応												
・・・・・・・・（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載する）・・・・・・・・。	・・・・・・・・（監査上の対応を記載する）・・・・・・・・。												

新	旧
<p>当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。</p> <p>その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。</p> <p>連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。</li> <li>連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。</li> <li>経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。</li> <li>経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重</li> </ul>	<p>当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。</p> <p>その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。</p> <p>連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</p> <p>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。</li> <li>連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。</li> <li>経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。</li> <li>経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重</li> </ul>

新	旧
<p>要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。</li> <li>連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、<u>連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、<u>連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。</li> </ul> <p>監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない（注2）。</p> <p><u>&lt;報酬関連情報&gt;（注1）</u></p> <p><u>当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の訂正前の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円であり、当連結会計年度の有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は、XX 百万円である（注6）。</u></p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p>要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。</li> <li>連結財務諸表に対する意見<u>を表明</u>するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、<u>連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施</u>に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。</li> </ul> <p>監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない（注1）。</p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>

新	旧
以 上	以 上
<p>(注1) 訂正前の財務諸表に対する監査報告書において「報酬関連情報」という見出しを記載していない場合は削除する。</p> <p>(注2) 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って監査上の主要な検討事項を報告する場合に記載する。訂正前の財務諸表に対する監査報告書において「監査上の主要な検討事項」区分を記載していない場合は削除する。 訂正前の財務諸表に対する監査報告書に記載した監査上の主要な検討事項の追加又は修正が必要と判断される場合には、追加又は修正を加えた監査上の主要な検討事項を記載する (A115 項から A117 項参照)。</p> <p>(注3) 「その他の事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断に基づき、「監査上の主要な検討事項」区分の後か「利害関係」区分の前に記載する。また、「その他の事項」の見出しに追加の情報を加えることによって、「その他の事項」区分を「監査上の主要な検討事項」区分に記載された個別の事項と区別することがある (監基報 706 の A16 項参照)。</p> <p>(注4) 訂正の事実及び内容について、経営者が自主的に連結財務諸表に注記の開示も行っている場合には、当該注記を参照し、「強調事項」区分を設けて以下のように記載することとなる。 「連結財務諸表の注記Xに記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。 なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して×年×月×日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。」 「強調事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断に基づき、「監査上の主要な検討事項」区分の前後いずれかに記載する。また、「強調事項」の見出しに追加的な情報を加えることによって、「強調事項」区分を「監査上の主要な検討事項」区分に記載される個別の事項と区別することがある (監基報 706 の A16 項参照)。</p> <p>(注5) 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に従ってその他の記載内容を報告する場合に記載する。訂正前の財務諸表に対する監査報告書において「その他の記載内容」区分を記載していない場合は削除する。</p> <p>(注6) 訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の確定した金額は、訂正対象期間の各連結会計年度にそれぞれ按分計算し、それぞれの連結会計年度の報酬の額として開示する。 上記文例以外の開示として、例えば、監査報告書日において監査報酬の金額が未確定の場合又は未確定の部分がある場合には、以下のように記載することが考えられる。</p>	<p>(注1) 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って監査上の主要な検討事項を報告する場合に記載する。訂正前の財務諸表に対する監査報告書において「監査上の主要な検討事項」区分を記載していない場合は削除する。 訂正前の財務諸表に対する監査報告書に記載した監査上の主要な検討事項の追加又は修正が必要と判断される場合には、追加又は修正を加えた監査上の主要な検討事項を記載する (A115 項から A117 項参照)。</p> <p>(注2) 「その他の事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断に基づき、「監査上の主要な検討事項」区分の後か「利害関係」区分の前に記載する。また、「その他の事項」の見出しに追加の情報を加えることによって、「その他の事項」区分を「監査上の主要な検討事項」区分に記載された個別の事項と区別することがある (監基報 706 の A16 項参照)。</p> <p>(注3) 訂正の事実及び内容について、経営者が自主的に連結財務諸表に注記の開示も行っている場合には、当該注記を参照し、「強調事項」区分を設けて以下のように記載することとなる。 「連結財務諸表の注記Xに記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。 なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して×年×月×日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。」 「強調事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断に基づき、「監査上の主要な検討事項」区分の前後いずれかに記載する。また、「強調事項」の見出しに追加的な情報を加えることによって、「強調事項」区分を「監査上の主要な検討事項」区分に記載される個別の事項と区別することがある (監基報 706 の A16 項参照)。</p> <p>(注4) 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に従ってその他の記載内容を報告する場合に記載する。訂正前の財務諸表に対する監査報告書において「その他の記載内容」区分を記載していない場合は削除する。</p>

新	旧
<p>「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の訂正前の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円であり、当連結会計年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額は確定していないため、×年×月×日から×年×月×日まで（訂正後の財務諸表に対する監査を実施した連結会計年度）の連結会計年度の連結財務諸表に対する監査報告書に記載する。」</p> <p>この場合、訂正後の財務諸表に対する監査を実施した連結会計年度において、以下のように記載する。</p> <p>「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円、及び XX 百万円である。この監査証明業務に基づく報酬の額には XX 年 XX 月 XX 日（訂正報告書の提出日）に提出された有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書に関する監査証明業務に基づく報酬の額が含まれており、その金額は XX 百万円である。」</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上